

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成21年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成24年7月17日

船橋市監査委員 高地章記
 同 増田尚功
 同 斎藤忠
 同 中村静雄

監査対象機関		下水道建設課		結果措置報告年月日	平成24年6月4日
ページ	項目	区分	事項	措置状況	
140	Ⅲ 3 (1) ③ エ (ア)	監査 結果	長津幹線管渠布設工事(その12)について、「削孔費」の単価の一部を平成20年度の単価調査を複数の業者に対して行うべきところ、時間的な制約などにより、前年度の単価をそのまま使用してしまった。このようなミスが発生しないよう、内部的な牽制制度を機能させるよう努力されることを要望する。	発注業務の早期準備により、4月に単価決定をしている。	

監査対象機関		下水道施設課		通知年月日	平成24年6月8日
ページ	項目	区分	事項	措置状況	
109	Ⅲ 1 (1) ③ オ (ア) ii	監査 結果	劇物等について『化学物質等使用簿』にて在庫数量等を記録しているが、本数管理であり詳細な残数量は記録されていないが、残量についても記録し、より適切な在庫管理を図る必要がある。	平成21年度の監査指摘時より、残量についても記録し適切な在庫管理を行っている。	